

## 第7章 景観づくりの推進

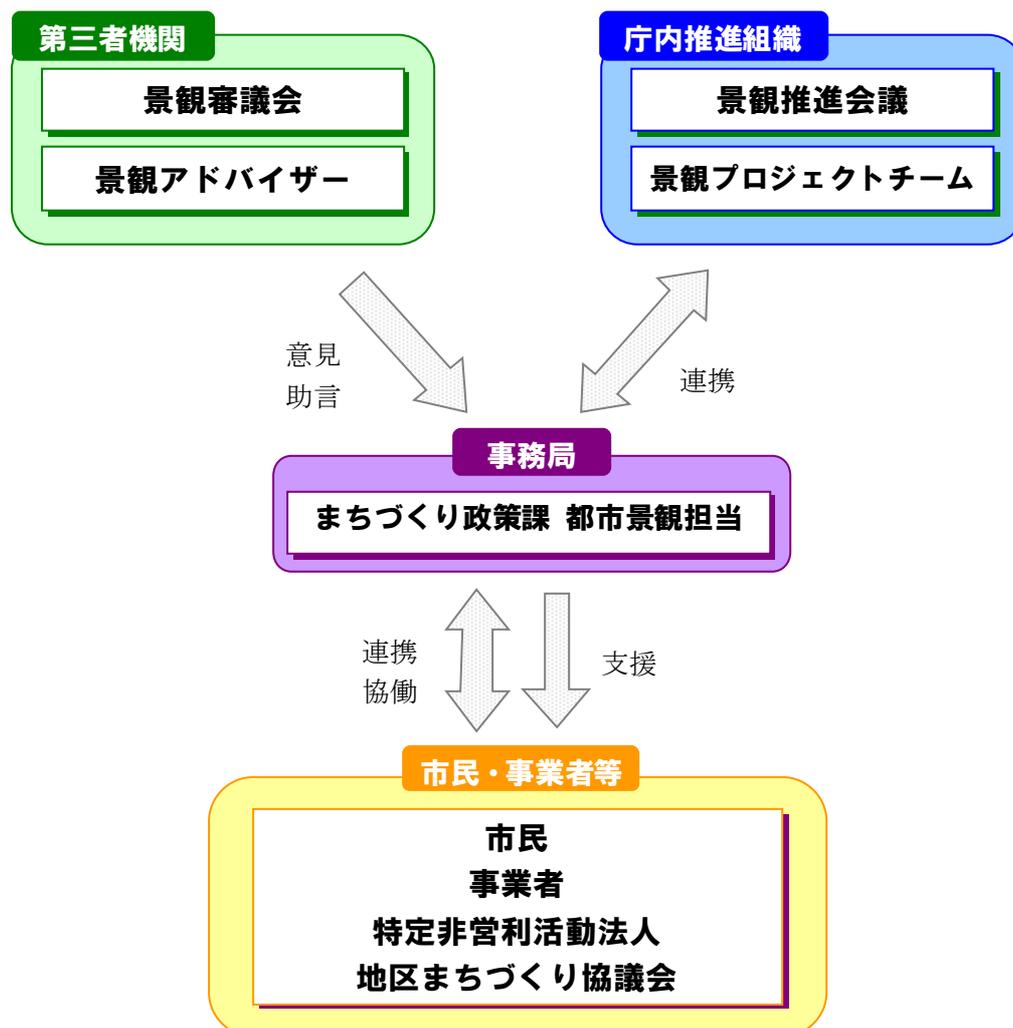
平塚らしい良好な景観づくりを進めるため、景観法のしくみを活用しながら、前章までに示した市全域における景観に影響の大きい行為についての届出制度等による景観づくり（市全域で進める景観づくり）、地域の特性を活かした地域の景観づくり（地域で進める景観づくり）、一つひとつの景観要素を磨く景観づくり（景観要素から進める景観づくり）を重層的に推進します。

このために、市民・事業者・行政が連携した推進体制を整備し、景観づくりの取り組みの進展に応じて、計画の一層の充実を図るとともに、さらなる景観づくりへとつなげていきます。

### 1. 推進体制の整備

#### (1) 推進体制

景観づくりの取り組みを推進するため市民・事業者・行政が連携した推進体制を整備します。



## (2) 審議機関等（第三者機関）の設置

景観計画の適正な推進や一層の充実を図っていくため、景観の形成に関する事項を広く審議する「景観審議会」や、届出制度の運用などにあたり専門的見地から市に対し助言を行う「景観アドバイザー」を設置します。都市計画審議会を含め、それぞれの役割分担を明確化するとともに、効果的な連携を図りながら運営していきます。

### ① 景観審議会

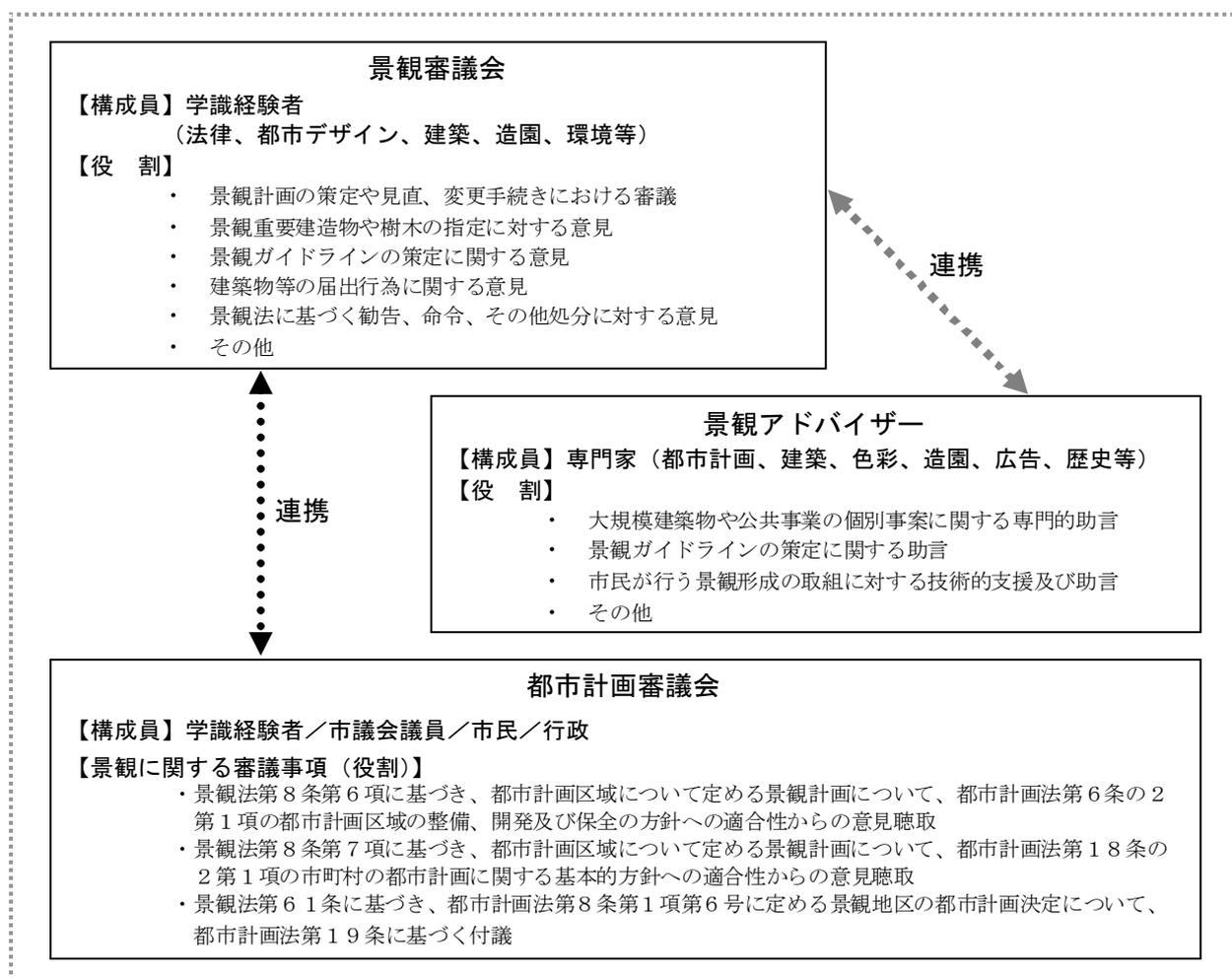
景観条例の規定により定められた事項や良好な景観の形成に関する事項を調査審議する機関として、景観審議会を設置します。

### ② 景観アドバイザー

大規模建築物や公共事業など個別の計画に関する具体的な景観誘導事項などについて、市の求めに応じて専門的な見地から助言を行う景観アドバイザーを設置します。

### ③ 都市計画審議会

景観計画の策定または変更にあたり、景観計画に定める事項が、都市マスタープランや都市計画など、市の都市計画に関わる事項に適合しているかどうかについて、意見を聴きます。



### (3) 庁内推進体制の整備

庁内の連携した景観づくりの取り組みを進めるため、推進体制を整備します。

#### ① 職員意識の向上

景観づくりを推進するためには、景観担当部局だけではなく、庁内が連携した取り組みが必要です。職員一人ひとりが景観づくりの担い手として自覚し、積極的に取り組んでいくため、研修機会等の充実を図り、職員の意識の向上や共通認識の構築を図ります。

#### ② 景観担当部局の体制の充実

市民・事業者・行政が連携した景観づくりの取り組みに対する促進・調整役としての役割を担い、景観行政を着実に推進していくため、景観担当部局の体制の充実を図ります。

#### ③ 景観推進会議と景観プロジェクトチーム

庁内横断的な連携のもとで景観形成に寄与する事業を効果的かつ効率的に推進し、事業の進捗状況の点検や課題の解決に向けた取り組みを推進するため、景観関連施策の庁内調整を行う組織として「景観推進会議」を設置します。

また、行政が取り組むアクションプランなどの検討や実践を行う組織として、庁内に「景観プロジェクトチーム」を設置します。

### (4) 協働の体制づくり

良好な景観形成は、市民・事業者・行政が協働で推進していくことが重要です。このための体制づくりを進めるとともに、将来的には「(仮称)まちづくりセンター」の設置を目指します。

#### ① アクションプラン実践チーム

景観要素にかかわるアクションプランの検討や実践を行う組織として、市民・事業者・専門家、さらに景観プロジェクトチーム等で構成する「アクションプラン実践チーム」を設置します。

アクションプラン実践チームは、その活動や経験を通し、人材の発掘や育成、景観まちづくり組織の育成、景観形成を推進する場の創出という役割を担い、将来的に、「(仮称)まちづくりセンター」や、景観法に位置づけられた「景観整備機構」等を担う人材や組織へと成長していくことを目指します。

#### ② (仮称)まちづくりセンター

市民・事業者・行政のいずれにも偏らない中立な立場で、景観づくり活動への支援や相談に応じていく、景観形成推進のための総合的な調整の場として、「(仮称)まちづくりセンター」の設置を目指します。

また、景観法に位置づけられた「景観整備機構」等の制度も積極的に活用していきます。

## 2. 景観づくりの推進

### (1) 景観づくりアクションプランの推進

市民・事業者・行政が、気軽にはじめられる小さなことから平塚の魅力づくりやイメージアップにつながる景観づくりアクションプランを進めることで、景観づくりを推進します。

その中で、行政が先導的に取り組む景観づくりアクションプランを抽出し、「景観プロジェクトチーム」を中心として、これらを積極的に進めることにより、市民や事業者の景観づくりに対する関心を高めます。

#### <行政が取り組むアクションプランの例>

##### ○ エリア別景観づくりアクションプラン

- ・ 景観重点区域として位置づけた「海へのシンボル軸」・「都市のシンボル軸」・「歴史軸」のそれぞれの地区で、公共施設の修景などの取り組みを先導的に進めるとともに、協働による社会実験的なイベントを実施し、景観づくりに対する意識の高揚や市民主体の景観づくりの取り組みを促進します。
- ・ この取り組みを通じて、住民が、地域の景観づくりの方向性やルールについて検討し、地域の意向をふまえた景観計画の策定へと誘導していきます。

##### ○ テーマ別景観づくりアクションプラン

- ・ 色彩をテーマとした場合、関係部局と連携して学校色彩に係るガイドラインを策定し、校舎や体育館の改修の際には、これに基づき地域にふさわしい色彩での塗り替えを進め、地域全体の良好な色彩景観づくりを誘導します。
- ・ 同様に、公民館等の公共施設や小中学校などの文教施設の沿道の緑化を先導的に進め、PRに努めることで、地域全体のみちすじ緑化への第一歩とします。

##### ○ 景観意識向上アクションプラン

- ・ 良好なまちなみ景観の形成に寄与していると認められる建築物や地域での活動等を表彰し、広く紹介することにより、市民の景観意識の向上を図り、景観づくりの機運を高めます。
- ・ 平塚の多様な景観資源や要素を広く紹介するマップの作成や、写真・絵・映像等の紹介やコンクールなどを実施して、市内外に向けて平塚市の景観の魅力情報を発信します。
- ・ 児童・生徒を対象とした景観学習会等を開催し、将来の景観づくりの担い手を育てます。

## (2) 市民・事業者の景観づくりへの支援

市民や事業者の景観づくりを促進し、市全域で共通して守るべき景観形成基準を周知するため、リーフレットの作成や情報の提供、勉強会の開催など、これまでの取り組みを継承した多面的な支援を進めます。

あわせて、市民や事業者の個々の取り組みの連携による効果的な景観づくりを進めるため、それぞれの取り組み状況を把握し、情報を提供するとともに、景観づくりに取組む市民・事業者のネットワークづくりを促進します。

また、地域の景観形成の担い手となる住民の組織づくりを働きかけ、専門家の派遣などにより地域での取り組みを支援し、景観づくりアクションプランの実施や、住民提案による景観計画、景観協定等の実現など、住民主体の持続的な景観づくりを促進します。

## (3) 公共事業等による先導的な景観づくりの推進

建築物、工作物等の建設をはじめ、道路や河川、公園などの公共事業は、景観に与える影響が大きく、また市民・事業者の景観づくりを誘導する上でも重要な要素です。本市をはじめ、国や県、公共的性格を持つ団体等が実施する事業又は事業計画において、計画段階から事業主体との協議を開始し、先導的な景観づくりを誘導します。

また、地域の景観の要となる建築物や工作物、樹木についても、地域の景観づくりのよりどころとして、景観法の制度等を活用しながら、保全、活用を進めていきます。

### ① 公共施設の分野別ガイドライン

関係機関や関係部局との協議のもと、建築物や工作物、公園・緑地、道路・歩行空間、公共サイン等、公共施設における景観づくりの指針となる分野別のガイドラインを策定していくとともに、景観法に規定する「景観重要公共施設」として景観計画に位置づけることを検討していきます。

### ② 景観協議会

広域の自治体に関わる相模川や金目川、湘南海岸、高麗山、国道1号などの幹線道路等については、景観法に規定する「景観協議会」を設置するなど、関係機関や近隣市町と連携しながら、広域的な調整を進めていきます。

### ③ 景観資源の活用

景観上重要な建築物や工作物、樹木については、景観法に規定する「景観重要建造物」、「景観重要樹木」として積極的に指定を行い、持続的な維持保全活用のしくみを検討していきます。さらに、景観資源を核とした地域の景観づくりに発展することを目指します。

---

### 3. 計画の見直し

景観計画に基づく良好な景観形成を円滑に推進するため、この計画に係る市民や事業者、行政による景観づくりの取り組み状況を把握して公表します。

また、取り組みに関する問題点や課題等については、市民や専門家等の意見を聞きながら検証し、効果的、効率的な推進に向けた調整を行います。

さらに、景観づくりは、非常に長い年月を要すことから、社会情勢の変化や上位・関連計画の改訂等により、必要に応じてこの計画の見直しや充実を図ります。